岩手県告示第584号

漁業災害補償法第104条第２号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の２）の一部を次のように改正する。ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第109条の共済責任期間の開始日が令和８年11月５日以前である共済契約については、なお従前の例による。

令和８年11月６日

岩手県知事　達　増　拓　也

改正前

加入区の名称	区　域	漁業の区分
［略］		
綾里加入区	［略］	１　総トン数10トン未満の漁船により主として釣りによっていかをとることを目的とする漁業 ２　総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用していさだをとることを目的とする漁業及び定置漁業 ３　１及び２以外の総トン数10トン未満の漁船漁業 ４　小型さんま棒受網漁業 ５　［略］ ６　小型いさだ船びき網漁業 ７　４から６まで以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 ８　［略］
赤崎加入区	大船渡市赤崎町の区域	１　総トン数10トン未満の漁船漁業 ２　総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 ３　定置漁業 ４　雑魚磯建網等漁業
大船渡加入区	大船渡市大船渡町の区域	１　総トン数10トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業と総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用していさだをとること

改正後

加入区の名称	区　域	漁業の区分
［略］		
綾里加入区	［略］	１　総トン数10トン未満の漁船漁業 ２　小型さんま棒受網漁業及び定置漁業 ３　小型いさだ船びき網漁業 ４　［略］ ５　２から４まで以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 ６　［略］
大船渡市加入区	大船渡市漁業協同組合の地区	１　総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用していさだをとることを目的とする漁業 ２　総トン数10トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業と総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用していさだをとることを目的とする漁業を合わせ営む漁業

		を目的とする漁業を合わせ営む漁業 2　1以外の総トン数10トン未満の漁船漁業 3　小型いか釣り漁業と小型いさだ船びき網漁業を合わせ営む漁業 4　小型さんま棒受網漁業 5　3及び4以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 6　雑魚磯建網等漁業
末崎加入区	大船渡市末崎町の区域	1　総トン数10トン未満の漁船漁業 2　小型さんま棒受網漁業 3　2以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 4　雑魚磯建網等漁業
［略］		

		3　1及び2以外の総トン数10トン未満の漁船漁業 4　小型さんま棒受網漁業及び定置漁業 5　小型いさだ船びき網漁業 6　小型いか釣り漁業と小型いさだ船びき網漁業を合わせ営む漁業 7　4から6まで以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 8　雑魚磯建網等漁業
［略］		

備考　改正部分は、下線の部分である。